

2023年10月10日

北九州市長 武内和久様

日本共産党北九州市会議員団 団長 荒川徹

「重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律」（以下「土地利用規制法」）にもとづく区域指定についての申し入れ

政府は9月11日、「土地利用規制法」にもとづく第3回の指定候補として、全国25都道府県の180カ所を示しました。これまでに219カ所を指定しており、今年度中に600カ所の指定を狙っています。

今回、福岡県内でも、福岡市、北九州市、久留米市などの人口密集地にある自衛隊基地、米軍基地など19施設周辺の21市町村が「注視区域」指定候補となりました。本市も陸上自衛隊小倉駐屯地、同富野弾薬支処から1キロ以内の地域が区域指定候補とされています。

区域指定されれば、周囲1キロが監視対象になり、「機能阻害行為」が確認されれば国が中止を勧告・命令し、従わなければ刑事罰が科されます。同法のもっとも重大な問題は、誰が、誰を対象に、どんな情報を、いつ、どこで、どういう方法で調査するのか、土地・建物の利用規制の勧告・命令の対象となる「機能阻害行為」とはどういった行為なのかなど、核心部分をすべて政府の判断に任せていることです。

貴職におかれましては、住民の不安に耳を傾け、次のことを行っていただくよう緊急に要請します。

記

- 1、 内閣府から本市に届いた通知、事務連絡、資料（①施行通知、②拡大図も含めた区域図・案、③区域が所在する地域の町字リスト）をすべて住民に公開すること。
- 2、 区域内だけでなく区域外縁近傍において過去に発生した「機能阻害行為」に該当すると思われる行為に関する情報の回答にあたっては、憲法を順守し、思想の自由など基本的人権を侵害することがないようにすることはもちろん、個人

情報保護の立場から、自治体が個人情報情報を政府に提供する場合には、当該個人の同意をとること。

3、 政府に対して、緊急に次のことを求めること。

① 「注視区域」「特別注視区域」の候補となる区域のある住民の理解なしに区域指定は行わないよう求めること。少なくとも、自治体から指定の可否も含めて意見、要望を聴取して決定に反映させること、国が当該区域候補の住民への説明会を開催して住民の意見を反映することを求めること。

② 自治体からの「情報提供」は義務規定ではなく、自治体の自主的裁量権を明確にするよう求めること。

③ 「機能を阻害する行為」を物理的に阻害する行為に限定すること。拡大解釈を生まないように、区域ごとに「機能阻害行為」となる行為を具体的に明示すること。

④ 情報収集に際しては、憲法を順守し、思想の自由など基本的人権を侵害することがないようにすること。個人情報保護の立場から、自治体が個人情報情報を政府に提供する場合には、当該個人の同意をとるよう求めること。

以上、申し入れます。